令和８年１０月１６日
愛知県豊田加茂建設事務所

公募

矢作川の工事で伐採をした竹を採取する
企業・団体を公募します。
～河川法第２５条を適用した公募型樹木等採取の試行～

１．目的

愛知県の管理する河川の河道内には多くの樹木・竹が繁茂しています。これら樹木等は、洪水の流れを妨げたり、局所的に流速を速めたり、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷を与える可能性があります。また、河川点検に支障をきたしたり、ゴミ等の不法投棄を招いたりする等、維持管理や環境上の問題もあります。このため、愛知県では、これらの対策として順次河道内の樹木等の伐採作業を行っています。

愛知県では従来、伐採した樹木等はコストをかけて焼却等により処分していましたが、伐採した樹木等の一部を木材資源として有効活用することにより、樹木伐採作業のコスト縮減を図る取り組みを試行的に行うこととしました。

つきましては、河道内樹木等の採取を希望する企業及び団体を公募し、河川法第２５条の採取の許可を受けて行う河道内の樹木等採取の取り組みを試行します。

２．募集概要

（１）竹の採取場所

矢作川 左岸側　（平成記念橋下流）（愛知県豊田市平井町地内　約７，５００ｍ２）

※より詳細な場所については別紙位置図を参照してください。なお、採取場所は予定であり、「（８）関連工事」の都合により変更となる場合があります。

（２）募集期間

令和８年１０月１６日（金）　～　令和８年１０月３０日（金）

※応募書類は郵送、メール、持ち込みのいずれかにより
　令和８年１０月３０日（金）１６時必着

（応募書類の送付先及び持ち込み先は「５．応募方法」に記載）

（３）応募から採取までの流れ

① 矢作川の豊田市川田町地内における竹を採取することを希望する者(以下「応募者」といいます。)は、「５．応募方法」に従い応募書類を提出してください。

② 「４．資格審査及び選定方法」により、応募書類を審査し、竹の採取を行う者（以下「竹採取者」といいます。）を、１社、選定します。
③ 選定結果は応募者へ通知します。
④ 竹採取者において、「（８）関連工事」により伐採（伐採箇所に倒して仮置き）した竹を採取するための、河川法第２５条に基づく許可申請手続きを行っていただきます。許可申請手続きの詳細な方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
⑤ 河川法第２５条の許可書を交付後、作業等の着手が可能となります。

（４）作業環境
・予定作業場
　別紙位置図参照（河川管理者が「（８）関連工事」にて整備予定）
　※河川管理者が「（８）関連工事」により伐採した竹をその場に仮置きします。
・既設進入路の最小幅員
　約３．０ｍ
　※ヒアブ付き１０ｔトラックにて進入可能を確認済

（５）竹の採取期間（予定）
令和８年１２月上旬～令和９年２月上旬
※土日祝日及び年末年始期間（令和８年１２月２９日～令和９年１月３日）を除く平日の１０時００分から１６時００分
※期間及び時間については予定であり、後日「（８）関連工事」の都合により変更となる場合があります。
※河川管理上の支障が生じる恐れがある場合には、河川管理者の指示により、採取期間中であっても採取を中止、中断又は延期する場合があります。

（６）樹木等の種類
竹（根本でカット（根は無い状態）、枝葉付き）

（７）採取の条件
樹木採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。
１．採取対象となる河川内の竹は「（８）関連工事」により河川管理者が伐採いたします。竹採取者は伐採箇所に倒して仮置きされた伐採竹の運搬車両への積み込み、河川区域外への搬出を実施してください。
２．伐採した竹は河川管理者が「（８）関連工事」にて１本当たり長さ２～３ｍ程度に切断いたします。その他、仕分けなどの現地で必要な作業がある場合は、竹採取者が実施してく

ださい。
３．採取した竹の数量（ｔ）を計測し、集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を採取完了時に愛知県豊田加茂建設事務所に提出してください。計測方法は、竹１本あたりの質量（kg）を計測いただき、本数を乗じて計算してください。
４．全ての採取が完了したのち、現地において愛知県豊田加茂建設事務所職員による履行確認を行います。その際は竹採取者も立ち会うものとします。
５．積み込み、運搬時においては事故の発生、第三者被害又は損害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、愛知県豊田加茂建設事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は竹採取者に負っていただきます。事故の情況によっては河川法第２５条の採取許可を取り消す場合もあります。
６．採取にあたり、河川管理施設等を損傷した場合には、愛知県豊田加茂建設事務所に速やかに報告するとともに、当該原因者に復旧を求めるものとします。また、河川管理者にて復旧を行う場合は、当該原因者に費用負担を求めるものとします。
７．河川管理者からの指示があった場合には、無償で採取を中止、中断又は延期するものとします。
８．採取した竹の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、竹採取者が行うものとします。
９．採取場所においては使用機材等の整理整頓、盗難防止に努めてください。

（８）関連工事
「令和８年度 中小河川改良工事（５か年）（週休２日・余裕期間）（R7 国補正）」
（予定工期：令和８年９月８日～令和９年３月５日）
※関連工事とは、愛知県豊田加茂建設事務所が発注している工事です。樹木・竹の伐採、根株除去等を実施します。竹の採取においては関連工事との工程等の調整が必要となります。

（９）竹採取者の選定結果の通知
①竹採取者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は令和８年１１月上旬～令和８年１１月中旬を予定しています。
②選定結果について、異議申し立てや苦情等がある場合は、通知日から１０日以内に「５．（２）応募書類の送付先」へ書面にて郵送（必着）して下さい。

３．公募に参加する者に必要な資格及び条件等
イ 過去３年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
ロ 公募期間中において、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止等を受けている者でないこと。

ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ニ 直近１年間の税を滞納している者でないこと。
ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして愛知県発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
ヘ その他、愛知県豊田加茂建設事務所長が参加不適当と判断されない者

４．資格審査及び選定方法
（１）応募者の資格審査
提出された応募様式および作業計画様式を基に、採取計画・作業体制・実施工程の具体性、安全対策、応募書類の不備等を審査して、「竹採取者」選定適合者であるか資格審査を行います。
（２）竹採取者の選定
資格審査の結果、選定適合者である応募者より、竹採取者を以下の方法で選定します。
①枝葉の引き取り希望の応募者を優先して選定する。
②応募者多数の場合は、抽選により選定する。
③抽選は愛知県豊田加茂建設事務所の担当者がくじ引きにより行う。
※竹採取者の選定にあたり、応募内容の確認や必要な情報収集のために、応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

５．応募方法
（１）提出資料
河道内樹木等の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した応募書類及び採取作業計画書を作成し、以下の送付先へ郵送、メール、持ち込みのいずれかにて提出してください。
応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式」「採取作業計画書」又は任意様式にて以下の必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備があると選定されない場合がありますので、ご注意ください。
また、記載内容に虚偽が判明した場合は、採取を中止・中断します。さらに、今後同様の公募型樹木採取の取り組みを実施する場合、参加不適当と判断する場合があります。

【応募様式に関する事項】
１）引き取り対象
・竹本体のみの引き取りか、枝葉含めての引き取りを希望するか、レ点を記入ください。
２）採取竹の使用目的及び使途、流通先
・目的及び使途（例：家畜飼料、農業用堆肥等）

・流通先（具体的に記載）
３）採取場所の確認状況
応募に先立って、採取箇所を現地で確認しているか
４）応募者の連絡先
応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所に加え、連絡担当者名とその者の連絡先（電話・ＦＡＸ番号）を記述してください。
※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知、河川法第 25 条申請等、本試行の手続きのための連絡にのみ使用します。
５）採取の期間
「２．（５）竹の採取期間（予定）」のうち、採取可能な期間を記載ください。
６）採取について
積み込み、運搬方法について、使用する重機などを記載してください。
７）過去の河川における樹木等採取の実績（年次、場所、規模（採取量）等）
※該当がない場合は不要
８）応募参加資格等の証明
資料の添付及び合致状況にレ点を記入ください。

【採取作業計画書に関する事項】
１）作業予定期間
「応募様式」と同様に、採取可能な期間を記入ください。
２）作業実施責任者及び緊急連絡先
作業実施責任者について、記入してください。作業実施責任者は、作業中の現場の責任者であり、採取期間中の連絡担当者です。「応募様式に関する事項」の「４応募者の連絡先」における「連絡担当者」と異なる者も可です。
３）搬出方法及び搬出先施設
積込機器、運搬車輌、搬出先、運搬車輌の走行ルート
４）安全対策等
作業における安全管理、第三者への安全確保、交通安全対策

（２）応募書類の送付先及び持ち込み先
〒471-0867 豊田市常盤町３丁目２８
愛知県豊田加茂建設事務所 維持管理課 維持･修繕第一グループ 宛
メールアドレス：toyotakamo-kensetsu@pref.aichi.lg.jp
持ち込みの場合の受付時間：平日の１０時から１６時まで

（３）応募書類の提出期限
令和８年１０月３０日（金）必着
６．留意事項
（１）採取竹の扱いについて
この採取は、河川法第２５条の許可を受けて行うものです。
河道内樹木等を廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。)」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木等を河川産出物として扱うため、採取樹木等の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。
ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。
（２）竹の採取に係る費用について
採取作業に要する費用については、竹採取者として選定された者が負担するものとします。
（３）河川法申請について
河川内樹木等の採取は河川法第２５条の許可を要する行為であるため、選定された竹採取者は、河川法申請を行っていただきます。
なお、採取作業計画書は、申請書類の一部として利用することができます。
（４）採取料について
河川法第３２条の規定により、都道府県知事は同法第２５条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木等採取においては、採取料は免除とします。
（５）次回の公募について
今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

７．問い合わせ先
愛知県豊田加茂建設事務所　維持管理課　維持･修繕第一グループ
ＴＥＬ：０５６５－３５－９３２８　ＦＡＸ：０５６５－３５－１６４８
受付時間：平日の１０時から１６時まで
※問い合わせは電話・ＦＡＸにて受付いたします。ＦＡＸの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはＦＡＸ番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

別紙　位置図

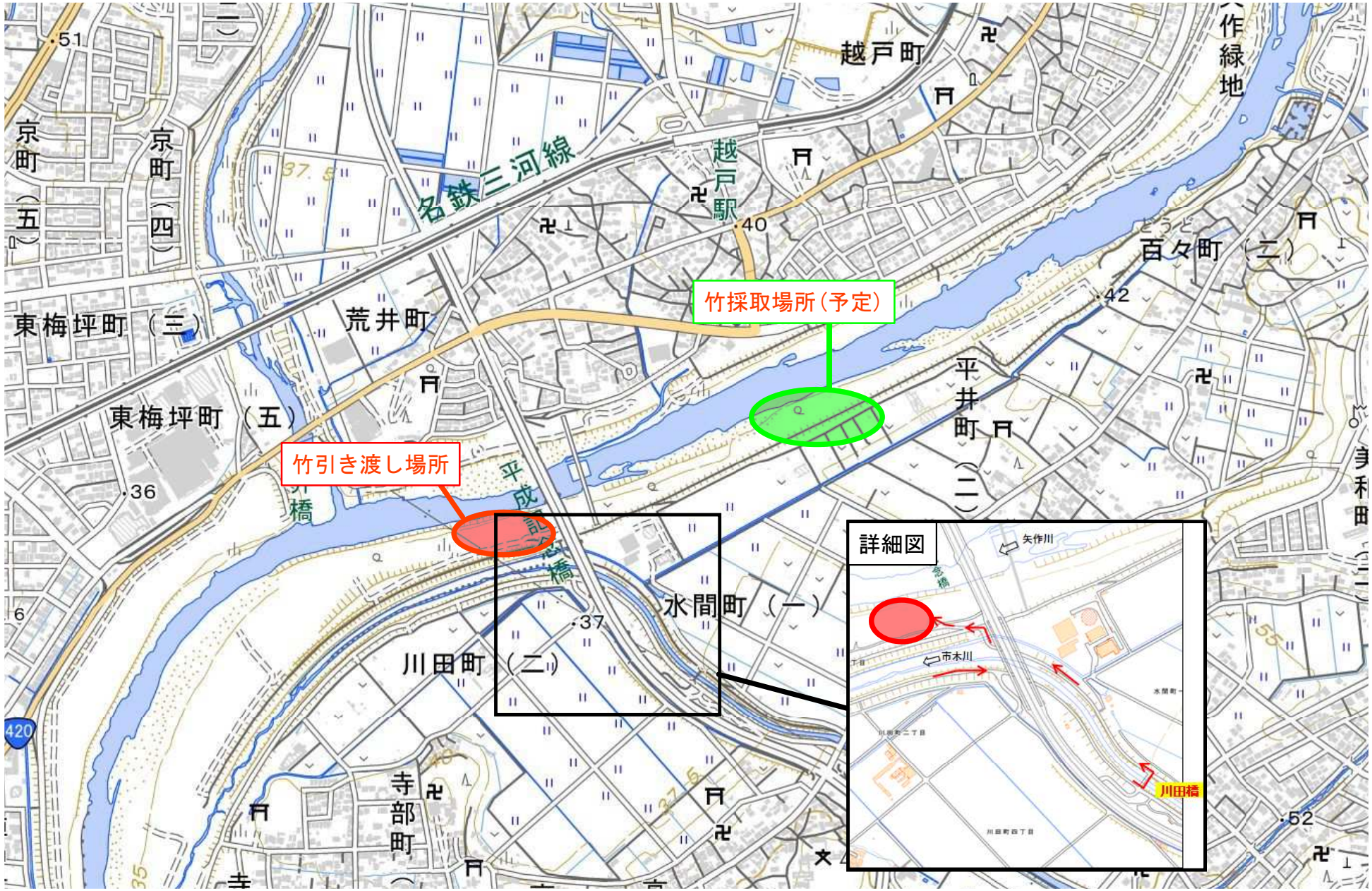
竹採取場所（予定）
竹引き渡し場所
詳細図
矢作川
市木川
川田橋
名鉄三河線
越戸駅
越戸町
作緑地
京町（五）
京町（四）
東梅坪町（三）
東梅坪町（五）
荒井町
百々町（二）
平井町（二）
水間町（一）
川田町（二）
寺部町
平成記念橋
51
40
42
36
37
52
420